

## 福生市教育委員会交際費の支出及び公表基準

平成24年1月1日決定

(目的)

**第1条** この基準は、教育行政の円滑な運営を図るため、福生市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が外部の個人又は団体との交際に必要な経費（以下「教育委員会交際費」という。）について、その支出内容、支出金額その他必要な事項を定めるとともに、教育委員会交際費に係る公表基準を定めることにより、適正な事務執行及び透明性の確保に資することを目的とする。

(教育委員会交際費の支出)

**第2条** 教育委員会交際費については、教育行政の運営上必要性を有し、かつ、社会通念上妥当と認められる場合に支出する。

(教育委員会交際費の区分、種別等)

**第3条** 教育委員会交際費は、慶弔費等、接待費、賛助金等及びその他に区分し、その種別及び内容は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	種別	内容
1 慶弔費等	祝金	各種総会、大会、式典、行事等の慶事に係る経費
	会費	会議、研修会、激励会、祝賀会等への参加に係る経費
	弔慰金	教育行政関係者等及びその親族の葬儀等における香典、供花等に係る経費
	見舞金	教育行政関係者等の病気等療養の入院の見舞いに係る経費
2 接待費	接待費	来客を応接するための飲食、区市町村等、友好都市等への訪問の際の土産及び国内外からの訪問の際の物品の購入に係る経費
3 賛助金等	賛助金	各種団体等の活動で趣旨賛同に係る経費
	協賛金	各種大会等の開催の協賛で、大会等の記念品等に係る経費
4 その他		1から3までに規定するもののほか、教育長が特に必要と認める経費

2 前項に規定する教育委員会交際費の種別ごとの支出の区分及び金額は、別表のとおりとする。

3 前2項の規定は、政党、宗教団体及び出資団体の事業については、適用しない。

(教育委員会交際費の公表等)

**第4条** 教育委員会交際費は、その支出状況を公表するものとする。

2 前項の規定による支出状況の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 支出年月日
- (2) 種別
- (3) 支出内容
- (4) 金額

3 教育委員会交際費の公表方法は、毎月、市ホームページに掲載するとともに、市の情報スペースにおいて閲覧に供するものとする。

4 教育委員会交際費の公表に係る支出内容に含まれる個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定を遵守しなければならない。

(教育委員会交際費の見直し)

**第5条** 教育委員会交際費の支出内容及び金額については、社会状況の変化等を十分に考慮した上で、この基準の適正な執行に努めるとともに、定期的に見直しを行うものとする。

(教育委員会交際費使用伺票)

**第6条** 教育委員会交際費を支出しようとする場合は、教育委員会交際費使用伺票（別記様式）により、教育長の決裁を受けなければならない。

(教育委員会交際費の管理)

**第7条** 教育委員会交際費は、1月分を前渡金として支出できるものとし、教育委員会事務局教育部教育総務課長（以下「教育総務課長」という。）は、教育委員会交際費金銭出納簿を作成し、適正に管理しなければならない。

(教育委員会交際費の精算)

**第8条** 教育総務課長は、前条の前渡金について、1月分ごとに第6条の教育委員会交際費使用伺票を添付し、精算しなければならない。

(委任)

**第9条** この基準に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

#### 附 則

この基準は、平成24年1月1日から施行する。

#### 附 則（平成27年2月23日教育基準）

この基準は、平成27年2月23日から施行する。

附 則（平成27年4月1日教育基準）

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日教育基準）

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和5年4月1日教育基準）

この基準は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

種別	支出金額				備考
祝金	金額は、その都度決定する。				社会通念上妥当と認められる額の範囲内とする。
会費	会費相当額				会費に係る実費相当額。ただし、会費の指定のない場合は、内容、会場等を考慮するとともに、近隣自治体との均衡を図るものとする。
弔慰金	教育委員	現職	本人	香典 10,000円 供花等 原則として、 15,000円とし、 20,000円を限度とする。	1 家族は、配偶者及び実父母並びに同居の養父母、義父母及び実子とする。 2 複数の委員に就任している場合は、合算しない。 3 教育長の葬儀等への出欠席にかかわらず弔電を打つこととする。
			家族	香典 5,000円	
		元職	本人	香典 5,000円	
	社会教育委員	本人	本人	香典 10,000円 供花等 原則として、 15,000円とし、 20,000円を限度とする。	
			家族	香典 5,000円	
		本人	香典 10,000円 供花等 原則として、 15,000円とし、 20,000円を限度とする。		

				かかわらず弔電を打つこととする。
スポーツ推進委員	本人	香典	10,000円	1 家族は、配偶者及び実父母並びに同居の養父母、義父母及び実子とする。 2 複数の委員に就任している場合は、合算しない。
		供花等	原則として、 15,000円とし、 20,000円を限度とする。	
	家族	香典	5,000円	3 教育長の葬儀等への出欠席にかかわらず弔電を打つこととする。
スポーツ推進審議会委員	本人	香典	10,000円	1 家族は、配偶者及び実父母並びに同居の養父母、義父母及び実子とする。 2 複数の委員に就任している場合は、合算しない。
		供花等	原則として、 15,000円とし、 20,000円を限度とする。	
	家族	香典	5,000円	3 教育長の葬儀等への出欠席にかかわらず弔電を打つこととする。
文化財保護審議会委員	本人	香典	10,000円	1 家族は、配偶者及び実父母並びに同居の養父母、義父母及び実子とする。 2 複数の委員に就任している場合は、合算しない。
		供花等	原則として、 15,000円とし、 20,000円を限度とする。	
	家族	香典	5,000円	3 教育長の葬儀等への出欠席にかかわらず弔電を打つこととする。
公民館運営審議会委員	本人	香典	10,000円	1 家族は、配偶者及び実父母並びに同居の養父母、義父母及び実子とする。
		供花等	原則として、 15,000円とし、	

			20,000円を限度とする。	2 複数の委員に就任している場合は、合算しない。
	家族	香典	5,000円	3 教育長の葬儀等への出欠席にかかわらず弔電を打つこととする。
図書館協議会委員	本人	香典 供花等	10,000円 原則として、 15,000円とし、 20,000円を限度とする。	1 家族は、配偶者及び実父母並びに同居の養父母、義父母及び実子とする。 2 複数の委員に就任している場合は、合算しない。
	家族	香典	5,000円	3 教育長の葬儀等への出欠席にかかわらず弔電を打つこととする。
学校医・学校歯科医	本人	香典 供花等	10,000円 原則として、 15,000円とし、 20,000円を限度とする。	1 家族は、配偶者及び実父母並びに同居の養父母、義父母及び実子とする。 2 複数の委員に就任している場合は、合算しない。
	家族	香典	5,000円	3 教育長の葬儀等への出欠席にかかわらず弔電を打つこととする。
学校薬剤師	本人	香典	10,000円	1 家族は、配偶者及び実父母並びに同居の養父母、義父母及び実子とする。 2 複数の委員に就任している場合は、合算しない。 3 教育長の葬儀等への出欠席にかかわらず弔電を打つこととする。
	家族	香典	5,000円	

学校給食センター 運営審議会委員	本人	香典 10,000円 供花等 原則として、 15,000円とし、 20,000円を限度 とする。	1 家族は、配偶者及び実父母並びに同居の養父母、義父母及び実子とする。 2 複数の委員に就任している場合は、合算しない。
	家族	香典 5,000円	3 教育長の葬儀等への出欠席にかかわらず弔電を打つこととする。
校長	本人	香典 10,000円 供花等 原則として、 15,000円とし、 20,000円を限度 とする。	1 家族は、配偶者及び実父母並びに同居の養父母、義父母及び実子とする。 2 複数の委員に就任している場合は、合算しない。
	家族	香典 5,000円	3 教育長の葬儀等への出欠席にかかわらず弔電を打つこととする。
副校長	本人	香典 10,000円 供花等 原則として、 15,000円とし、 20,000円を限度 とする。	1 家族は、配偶者及び実父母並びに同居の養父母、義父母及び実子とする。 2 複数の委員に就任している場合は、合算しない。
	家族	香典 5,000円	3 教育長の葬儀等への出欠席にかかわらず弔電を打つこととする。
教員	本人	香典 10,000円	1 複数の委員に就任している場合は、合算しない。 2 教育長の葬儀等への出欠席にかかわらず弔電を打つこととする。

	その他教育長が 認めるもの	金額等は、その都度決定する。	
見舞金	別に定める。		15日以上入院したときとする。
接待費	実費相当額		会食等に対する支出は、社会通念 上妥当と認められる額の範囲内と する。
賛助金	金額は、その都度決定する。		1 支出は、1 団体年 1 回を原則 とする。 2 市から補助金等を受けている 団体には、支出しないものとす る。
協賛金	原則として、5,000円を限度とする。		1 支出は、1 団体年 1 回を原則 とする。 2 市から補助金等を受けている 団体には、支出しないものとす る。

「福生市教育委員会交際費の支出及び公表基準」の  
第3条別表中「見舞金」

平成24年1月1日決定

対象者		本人の場合のみ
1	教育委員会委員	10,000円
2	社会教育委員	10,000円
3	スポーツ推進委員	10,000円
4	スポーツ推進審議会委員	10,000円
5	文化財保護審議会委員	10,000円
6	公民館運営審議会委員	10,000円
7	図書館協議会委員	10,000円
8	学校医・学校歯科医	10,000円
9	学校薬剤師	10,000円
10	学校給食センター運営審議会委員	10,000円
11	学校長	10,000円
12	副校長	10,000円
13	その他教育長が認めるもの	金額は、その都度決定する。

備考 複数の委員に就任している場合は、合算しない。



別記様式（第6条関係）

教育委員会交際費使用伺票

主管課名	部	課	係
起案日	年	月	日
決裁日	年	月	日

教育長	教育部長	教育総務課長	教育総務係長	課長	係長	係

交際費区分	慶弔費等	接待費	賛助金等	その他
使用目的 (会の名称等)				
開催場所				
開催日				
交際の相手方				
出席者				
支払先 住所氏名等				
予定金額	円			

持参人職氏名

支出決定金額
円

備考1 教育委員（教育長を含む。）が持参の場合は、庶務課長とする。

2 領収書は裏面添付